

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法			法令番号	平成14年法律第53号				
手続名	指定の申請（指定調査機関）			根拠条項	第29条				
審査基準	<p>○欠格条項（法第三十条） 次の各号のいずれかに該当する者は、指定調査機関の指定を受けることができない。</p> <p>一 この法律又はこの法律に基づく処分に違反し、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者</p> <p>二 第四十二条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しない者</p> <p>三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの</p> <p>○指定の基準（法第三十一条） 環境大臣又は都道府県知事は、指定調査機関の指定の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、その指定をしてはならない。</p> <p>一 土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するに足りる経理的基礎及び技術的能力を有するものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>二 法人にあつては、その役員又は法人の種類に応じて環境省令で定める構成員の構成が土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。</p> <p>三 前号に定めるもののほか、土壌汚染状況調査等が不公正になるおそれがないものとして、環境省令で定める基準に適合するものであること。</p>								
	受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	No.	

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 有明海再生・環境課

法令名	土壌汚染対策法			法令番号	平成14年法律第53号				
手続名	指定の申請（指定調査機関）			根拠条項	第29条				
審査基準	<p>○指定調査機関の指定の基準（土壌汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第二条）</p> <p>1 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であって経理的基礎に係るものは、次のとおりとする。</p> <p>一 債務超過となっていないこと。</p> <p>二 土壌汚染状況調査等の業務を適確かつ円滑に遂行するために必要な人員を確保する能力を有していること。</p> <p>2 法第三十一条第一号の環境省令で定める基準であって技術的能力に係るものは、法第三十四条に規定する監督に必要な人員が適切に配置されていることとする。</p> <p>3 法第三十一条第二号の環境省令で定める構成員は、次の各号に掲げる法人の種類に応じ、当該各号に定める者とする。</p> <p>一 一般社団法人 社員</p> <p>二 会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項の持分会社 社員</p> <p>三 会社法第二条第一号の株式会社 株主</p> <p>四 その他の法人 当該法人の種類に応じて前三号に定める者に類するもの</p> <p>4 法第三十一条第三号の環境省令で定める基準は、土壌汚染状況調査等の実施に係る組織その他の土壌汚染状況調査等を実施するための体制が次に掲げる事項に適合するよう整備されていることとする。</p> <p>一 特定の者を不当に差別的に取り扱うものでないこと。</p> <p>二 土壌汚染状況調査等の実施を依頼する者との取引関係その他の利害関係の影響を受けないこと。</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、土壌汚染状況調査等の公正な実施に支障を及ぼすおそれのないこと。</p> <p>○技術管理者の職務（法第三十四条）</p> <p>指定調査機関は、土壌汚染状況調査等を行うときは、技術管理者に当該土壌汚染状況調査等に従事する他の者の監督をさせなければならない。ただし、技術管理者以外の者が当該土壌汚染状況調査等に従事しない場合は、この限りでない。</p>								
	受付機関	有明海再生・環境課	処理機関	有明海再生・環境課	交付機関	有明海再生・環境課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	No.	